

本件に寄せられた質疑と回答

告示番号	苫小牧市告示第194号
------	-------------

受付日	質疑	回答
4月17日	<p>4 業務内容(1)ウについて仕様書「ウ」において、市の例規類集から改正検討が必要な例規の具体的な条項の提示及び改正方針に関する支援を行うとされています。他自治体の事例では、類似サービスにおいて他自治体の改正事例の情報提供のみにとどまるケースも見受けられますが、本業務では、例規に関する専門的知識を有する担当者が、弁護士法第72条(非弁行為の禁止)に抵触しない範囲で、苫小牧市の例規類集に即した具体的な条項の特定及び改正方針の助言を行うという理解でよろしいでしょうか。また、当該業務に従事する担当者の資格・専門性についてお示しいただける範囲でご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。 また、業務に従事される担当者の資格・専門性等について、特段の決めはございませんので、当該業務を適切に履行できる担当者を受託者の責任で選任してください。</p>
4月17日	<p>4 業務内容(1)ウについて本業務の受託後、仕様書に定める「ウ」の業務内容について、苫小牧市の期待する水準に達しない場合(例:他自治体事例の情報提供のみで、苫小牧市様の例規に即した具体的な支援が得られない場合等)、市側から契約期間中であっても契約を解除する可能性はありますか。</p>	<p>具体例の提示は困難ではありますが、本業務の適切な履行がなされない場合は、約款等の定めに基づき契約解除をする可能性はあります。</p>

本件に寄せられた質疑と回答

告示番号	苫小牧市告示第194号
------	-------------

受付日	質疑	回答
4月17日	4 業務内容 全般 仮に受託者が仕様書の業務内容を履行せず、又は著しく不十分な履行にとどまる等、悪質と認められる場合においては、苫小牧市の入札参加資格停止措置の対象となる可能性はありますか。	お見込みのとおりです。
4月17日	5 機能に関する要件 (4)建設業法(昭和24年法律第100号)上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するサービスとして当該電子契約サービスが建設業法施行規則第13条の4第2項(令和2年国土交通省令第69号改正以前の同条文(建設業法施行規則第13条の2第2項)を含む)の技術的基準を満たすものであること。とありますが、建設業法施行規則は令和2年に省令改正されております。改正前の規定に基づきグレーゾーン解消制度へ申請し取得した回答についても、第13条の4第2項が定める技術的基準への適合を示すものとして有効であることを、国土交通省に確認済みです。この点を踏まえ、改正前・改正後いずれの時点で取得したグレーゾーン解消制度の回答であっても、建設業法施行規則第13条の4第2項に定める技術的基準に適合するという内容の回答を取得していれば、本仕様書該当要件を満たすという解釈で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 本件に寄せられた質疑と回答

告示番号	苫小牧市告示第194号
------	-------------

受付日	質疑	回答
4月17日	<p>5 機能に関する要件(5)電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)への対応ができること。とありますが、電子帳簿保存法は主に民間事業者における国税関係帳簿書類の保存義務等を定めたものであり、本要件は、本市と契約を締結する相手方(民間事業者)が同法に対応できるよう、システムとして同法及び同法施行規則で定められる法的要件(真実性・可視性の確保等)に機能として適合・対応できることを求めるものと推察いたします。したがって、特定機関が発行する第三者の外部認証(JIIMA認証など)の取得の有無自体は、本調達の参加条件(必須要件)ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>